特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和8年10月27日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づく被保険者に係る以下の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 ・被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要介護要支援認定、要介護要支援更新認定又は要介護要支援状態区分変更の認定申請 ・介護給付に関する申請・届出及び通知 ・地域支援事業に関する事務 ・保険者事務共同処理業務 ※当町では「保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト 5. サービス検索・電子申請機能 ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。

2. 特定個人情報ファイル名
1. 介護保険被保険者情報ファイル 2. 伝送通信ファイル （1）受給者情報異動連絡票ファイル （2）受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） 2、3、7、11、15、42，56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項 （情報照会の根拠） 131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	度会町総務課 〒516-2195　三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 電話　0596-62-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	度会町長寿福祉課 〒516-2195　三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 電話　0596-62-1186
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険に関するシステムへのアクセスが可能な職員は、ID・パスワード及び指紋認証による2要素認証によって限定しており、名簿によって権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健課	住民生活課　福祉・環境課	事後	
平成28年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健課長	住民生活課長　福祉・環境課長	事後	
平成28年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合先 連絡	度会町福祉保健課　電話0596-62-2413	度会町住民生活課　電話0596-62-2413 度会町福祉・環境課　電話0596-62-1118	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 1. ①事務の名称	介護保険	介護保険に関する事務	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 1. ②事務の概要	介護保険法に基づき、第１号及び第２号被保険者に対して以下の事務を行う。	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 1. ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険被保険者情報ファイル	1. 介護保険被保険者情報ファイル 2. 伝送通信ファイル	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 3. 個人番号の利用	・番号法第９条第１項 別表第一の６８の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	1. 番号法第９条第１項及び別表第一の６８の項	事後	
平成29年11月1日	Ⅰ 4. ②法令上の根拠	・番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	（情報提供の根拠） 〇番号法第１９条第７号（特定個人情報の提	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	住民生活課　福祉・環境課	住民生活課　福祉保健課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民生活課長　福祉・環境課長	住民生活課長　福祉保健課長	事後	
平成30年4月1日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合先 連絡	度会町住民生活課　電話0596-62-2413 度会町福祉・環境課　電話0596-62-1118	度会町住民生活課　電話0596-62-2413 度会町福祉保健課　電話0596-62-1118	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数	平成26年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数	平成26年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	－	Ⅳリスク対策	事後	様式の変更によりリスク対策を追記
令和7年10月17日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	事後	
令和7年10月17日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システ	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	ガバメントクラウド上へ標準準拠システムを構築・移行す
令和7年10月17日	Ⅰ－3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の68項 2. 行政手続における特定の個人の識別する	1. 番号法第9条第1項及び別表100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別する	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅰ－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	（情報提供の根拠） 〇番号法第19条第7号（特定個人情報の提	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅰ－5 評価実施機関における担当部署	①部署　住民生活課　福祉保健課 ②所属長の役職名　住民生活課長　福祉保健	①部署　長寿福祉課 ②所属長の役職名　長寿福祉課長	事後	
令和7年10月17日	Ⅰ－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わ	度会町住民生活課　福祉保健課 〒516-2195　三重県度会郡度会町棚橋1215	度会町長寿福祉課 〒516-2195　三重県度会郡度会町棚橋1215	事後	
令和7年10月17日	Ⅱ－1 しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数	平成31年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年10月17日	Ⅱ－2 しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数	平成31年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年10月17日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
令和7年10月17日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いとされ		新設	事後	様式変更による追加
令和8年10月27日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システ	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム	事後	
令和8年10月27日	Ⅱ－1 しきい値判断項目 対象人数 いつ時点の計数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	
令和8年10月27日	Ⅱ－2 しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	